

議案第 37 号

小田原市看護師等奨学金貸付条例の一部を改正する条例

小田原市看護師等奨学金貸付条例（昭和 41 年小田原市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「次の各号に掲げる奨学生の区分に応じ、当該各号に定める額」を「月額 6 万円」に改め、同条各号を削る。

第 10 条第 2 号中「奨学金の貸付けを受けた期間に相当する期間」を「事業管理者が別に定める期間」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 4 条及び第 10 条第 2 号の規定は、この条例の施行の日以後に小田原市看護師等奨学金（以下「奨学金」という。）の貸付けを受ける者（以下「奨学生」という。）に決定される者に係る奨学金の貸付けについて適用し、同日前に奨学生に決定された者に係る奨学金の貸付けについては、なお従前の例による。

令和 6 年 2 月 14 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

市立病院における看護体制の充実を図る観点から看護師等奨学金の額等の見直しを行うため提案するものであります。